

居宅介護支援事業所が指定を受けて 介護予防支援を行う場合の留意点

令和6年度事業者説明資料
介護保険課

＜改正法の内容＞

令和4年社会保障審議会介護保険部会において、「地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、介護予防支援の実施状況の把握を含め、地域包括支援センターの一定の関与を担保したうえで、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当である。」との意見が取りまとめられた。

令和5年改正法において、介護予防支援の指定対象に指定居宅介護支援事業者を追加するとともに、地域包括支援センターが行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の内容に介護予防サービス計画の検証を追加し、必要と認める場合は介護予防サービス計画の実施状況に関する情報の提供を求めることができることとなった。

①市

介護予防サービス計画の検証の実施に当たって必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者に対し、介護予防サービス計画の実施状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。

【介護保険法第115条の30の2第1項】

②地域包括支援センター

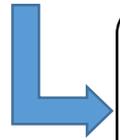
保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画の検証（中略）を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

【介護保険法第115条の45第2項】

③指定居宅介護支援事業者

- ・指定介護予防支援の事業の適切かつ有効な実施のために必要があるときは、地域包括支援センターに対し、必要な助言を求めることができる。
【介護保険法第115条の30の2第2項】

- ・厚生労働省令で定める事項に関する情報を提供する【介護保険法令第140条の38の2】



- ・利用者基本情報
- ・基本チェックリスト
- ・介護予防サービス計画（ケアプラン）
- ・支援経過記録
- ・サービス評価表
- ・サービス担当者会議の要点
- ・その他の市町村長が必要と認める事項

報酬

- 介護予防支援費（Ⅰ）442単位
- 介護予防支援費（Ⅱ）472単位※
- ・・・地域包括支援センター（居宅への委託可能）
- ・・・指定介護支援事業者

※介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価。

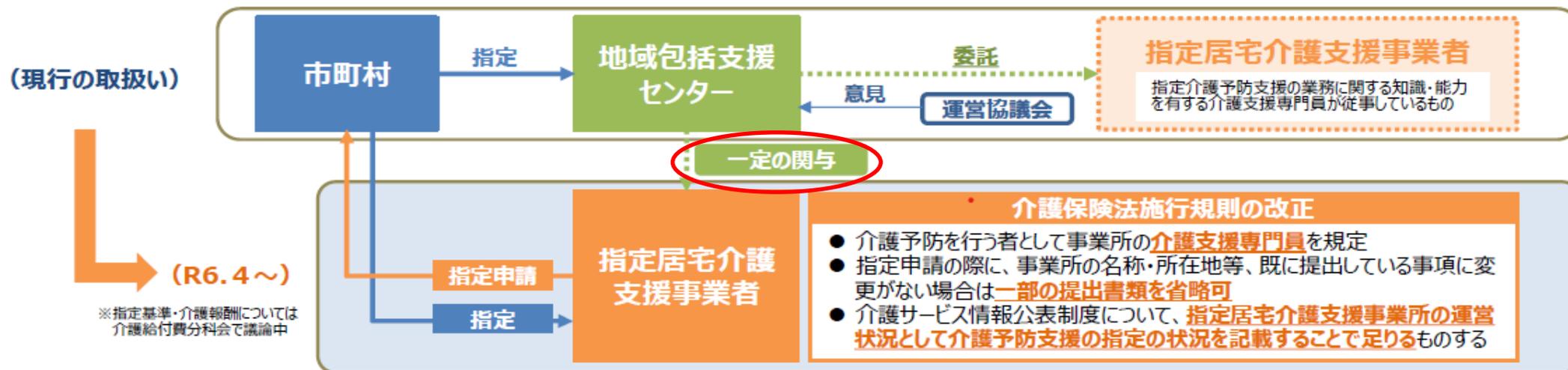
介護予防支援の指定対象の拡大（介護保険法施行規則の改正）

厚生労働省
資料（参考）

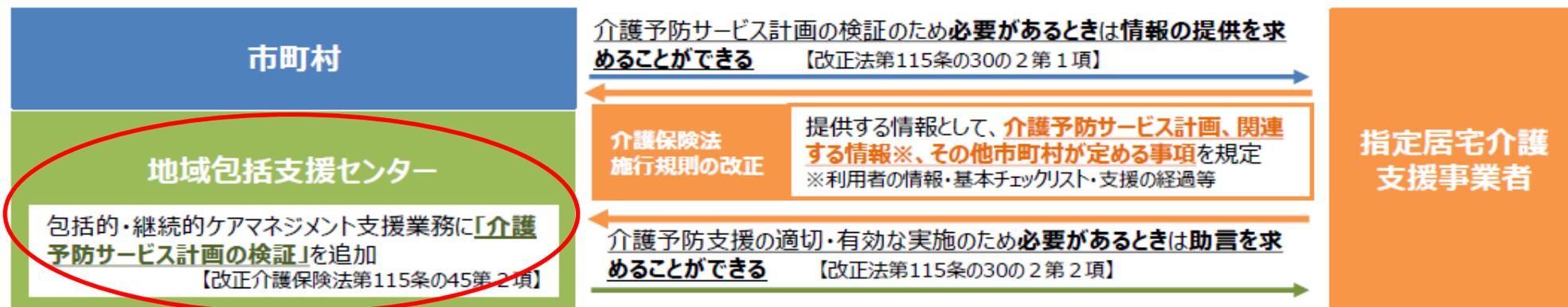
「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

○ こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、**地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当**である。

1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与



神戸市の介護予防支援の指定を受けている居宅介護支援事業所にお願ひすること

① 新規ケアプランを作成した際は、担当者会議後 1 か月以内に確定ケアプラン等の**コピー**を**利用者の住所地のあんしんすこやかセンター**に提出してください。

※継続分は提出不要です

② 終了時（非該当・要介護・転居・死亡等）は、あんしんすこやかセンターにご連絡をお願ひいたします。

提出書類（新規作成時）

- ・利用者基本情報、マイ・ケアプラン（1）（2）（**コピー**）※**情報は市と共有します。**
担当者会議前の提出や包括確認のサインは不要です

注意事項

- ・直契約の利用者においては、あんしんすこやかセンターは、これまでの介護予防支援業務の一部委託ではなく、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務としての関わりとなります。
※一部委託を受けているケースに関しては、これまで通り。
- ・ケアプランは、介護予防支援事業所の指定を受けた以後、新規で担当したケースについてご提出ください。（例：令和6年4月に指定を受けた場合は、令和6年4月以降担当したケアプランから提出してください。）